



手話通訳者・要約筆記者 募集要項

大阪狭山市 健康福祉部 福祉政策グループ

聴覚障がい者などが外出する際、円滑な意思疎通を支援するために大阪狭山市登録手話通訳者及び要約筆記者を募集します。

1 募集区分

区 分	必要な資格など
市登録手話通訳者	次のⅠ～Ⅲのいずれかを満たす者 Ⅰ. 手話通訳士 Ⅱ. 都道府県の登録者 Ⅲ. Ⅰ・Ⅱ以外の者（市実施の登録試験の合格者）
市登録要約筆記者	地方公共団体の実施する要約筆記者養成講座を修了した者 または、それと同等の講座を修了した者

2 申請期間及び提出先（募集区分共通）

(1) 申請期間

令和7年（2025年）12月1日（月）～26日（金） 午前9時から午後5時30分まで
12月6日（土）、20日（土）は午前9時から午後0時まで受付可
（※ただし、13日（土）、日曜日、祝日は受付できません）

(2) 提出先

大阪狭山市役所 健康福祉部 福祉政策グループ

【〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1】

郵送の場合は、令和7年（2025年）12月26日（金）までに必着

3 市登録手話通訳者の登録申請等

(1) Ⅰ. 手話通訳士、Ⅱ. 都道府県の登録者

① 登録申請の手続に必要な提出書類

- ・手話通訳士の認定証、または都道府県登録証の写し
- ・大阪狭山市手話通訳者等登録申請書（様式第4号）
- ・写真（上半身・無帽） タテ3.0cm×ヨコ2.4cm 2枚

(2) Ⅲ（Ⅰ・Ⅱ以外）の者

次の②の登録試験を受験していただく必要があります。

① 登録試験の受験手続に必要な提出書類

- ・登録試験受験申込書
- ・大阪狭山市手話通訳者等登録申請書（様式第4号）

- ・写真（上半身・無帽） タテ 3.0cm×ヨコ 2.4cm 2枚

② 登録試験

ア 試験日

- ・日 時 令和8年（2026年）1月17日（土） 午後1時から
- ・場 所 大阪狭山市役所 別館1階第3会議室等

イ 試験内容

面接会場での手話による応答の評価

3 合格者の発表

令和8年（2026年）3月下旬

《合否にかかわらず全受験者に文書で通知します。》

4 市登録要約筆記者の登録申請等

《地方公共団体の実施する要約筆記者養成講座を修了した者。または、それと同等の講座を修了した者》

(1) 登録申請の手続きに必要な提出書類

- ・要約筆記者養成講座の修了証の写し等
- ・大阪狭山市手話通訳者等登録申請書（様式第4号）
- ・写真（上半身・無帽） タテ 3.0cm×ヨコ 2.4cm 2枚

5 報償費等及び登録期間

(1) 報償費等

報償費の額	1時間当たり 1,600円
報償費の額の算出方法等	1. 報償費の算出基準となる派遣時間は、手話通訳等の開始から終了までの時間とします。 2. 当該月ごとに手話通訳者等の派遣時間を集計し、その合計した時間数に1時間当たりの報償費の額を乗じて得た額とします。ただし、その合計した時間数に1時間未満の端数が生じたときは、15分ごとに400円を加算して算出します。
交通費	手話通訳者等の住居と派遣業務目的地との間の往復に要する実費相当額を支給します。ただし、最も経済的で、合理的な経路を使用した場合の運賃の額とします。

(2) 登録期間

令和8年（2026年）4月1日から1年間

<問い合わせ先>

大阪狭山市役所 健康福祉部 福祉政策グループ

TEL 072-366-0011 （内線 338・308）